

# 福岡県公報

平成17年7月27日  
第2417号

## 目次

### 告示(第1446号-第1453号)

○土地収用法に基づく収用又は使用の手続の開始	(用地課)	1
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
○公共測量の終了	(土木管理課)	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(商業・地域経済課)	4

### 公告

○都市計画の案に係る公聴会の開催	(都市計画課)	4
○競争入札の参加者の資格等	(総務事務センター)	5
○一般競争入札の実施	(新産業・技術振興課)	6
○平成17年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施	(消防防災安全課)	9
○消防法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出	(消防防災安全課)	11
○消防法に基づく指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出		

(消防防災安全課) ……………11

### 選挙管理委員会

○福岡県議会議員補欠選挙を執行すべき事由の発生	(地方課)	11
○福岡県議会議員補欠選挙の執行に係る選挙人名簿の登録	(地方課)	11

### 正誤

○目次(平成十七年七月四日福岡県公報第二千四百八号増刊①)中正誤	……………12
○福岡県公の施設の指定管理者の指定等に伴う関係条例の整備に関する条例(平成十七年福岡県条例第四十二号)中正誤	……………12

## 告示

### 福岡県告示第1446号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称  
福岡県
- 2 事業の種類  
一般国道496号改築工事(豊津犀川バイパス・福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原地内から同県同郡同町大字光富字ナメラ地内まで及び同県同郡犀川町大字内垣字山口地内から同県同郡同町大字木井馬場字宮ノ上地内まで)
- 3 起業地  
(1) 収用の部分  
福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原及び字ナメラ地内  
同県同郡犀川町大字内垣字山口、字居屋敷、字菰ヶ迫、字小丸山、字椎ノ木、字古屋敷、字古野、字棚田、字井地ノ本、字イゲ山、字上ノ山、字三十田及び字辰ノ口、大字犬丸字上川原、字上屋敷及び字峰畑並びに大字木井馬場字岩角、字高德寺、字井口、字橋ノ下、字サガミ、字道場、字石原、字深迫、字山田、字丸塚、字谷

ノ本、字野口山、字野ロノ上、字ウド、字上ノ谷、字南ノロ、字平尾、字高原、字大谷、字一ノ井手、字居屋敷及び字宮ノ上地内

(2) 使用の部分  
なし

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所  
豊津町役場（総務課）  
犀川町役場（総務課）

5 手続が保留されている起業地

(1) 収用の手続が保留されている起業地  
福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原及び字ナメラ地内  
同県同郡犀川町大字木井馬場字橋ノ下、字サガミ、字道場、字石原、字深迫、字山田、字谷ノ本及び字野口山地内

(2) 使用の手続が保留されている起業地  
なし

6 手続を開始する土地

(1) 収用の手続を開始する土地  
福岡県京都郡豊津町大字光富字下川原及び字ナメラ地内  
同県同郡犀川町大字木井馬場字橋ノ下、字サガミ、字道場、字石原、字深迫、字山田、字谷ノ本及び字野口山地内

(2) 使用の手続を開始する土地  
なし

**福岡県告示第1447号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 久留米西鉄名店街  
(2) 所在地 福岡県久留米市東町上天神田316番地の2 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

**福岡県告示第1448号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年7月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
NPO法人こすみんず  
(2) 代表者の氏名  
白井 義人  
(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県飯塚市川津680番地の4号  
(4) 定款に記載された目的

この法人は、飯塚市民に対して環境保全や地域経済の活性化に関するイベントや普及啓発活動を行うとともに、これらを行う団体の支援を行うことで、循環型社会の推進や活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1449号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日  
平成17年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称  
特定非営利活動法人ITフレンド

(2) 代表者の氏名  
伯川 不二夫

(3) 主たる事務所の所在地  
福岡県北九州市小倉北区黒住町5番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者や高齢者を中心とした情報弱者に対して、パソコン指導者の養成やパソコン指導、障害者や高齢者向けパソコン製品の普及に関する事業を行うことで、障害者や高齢者も含む情報弱者の社会参加と自立を推進するとともに、障害者の情報機器等の利用推進を進め、情報格差を取り除くことで障害者、高齢者の福祉の増進や情報化社会に寄与することを目的とする。

#### 福岡県告示第1450号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字原672番1、673番1、677番1、677番5、679番1、679番5、680番2、686番1、688番1、689番、827番6及び827番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡川崎町大字田原335番14

株式会社 川食 代表取締役 菅原 潔

#### 福岡県告示第1451号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点、1級水準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	平成17年3月31日

#### 福岡県告示第1452号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北区大門二丁目	平成17年7月15日から 平成17年10月30日まで

### 福岡県告示第1453号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ダイエーグルメシティJR久留米店
  - 所在地 福岡県久留米市中央町14番地の1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

### 福岡県告示第1454号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 六ツ門再開発ビル
  - 所在地 福岡県久留米市六ツ門町3番地
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

公 告

### 公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 変更しようとする都市計画の種類及び名称  
苅田都市計画道路3・4・4号曾根行橋線
- 開催の日時及び場所
  - 日時  
平成17年8月19日 午後7時から9時まで
  - 場所  
三原文化会館大ホール（京都郡苅田町富久町1丁目19番1号）
- 都市計画の案の概要及び閲覧
  - 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・4・4号曾根行橋線	起点 苅田町大字雨窪字居屋敷 終点 苅田町大字下片島字兼付免 主な経過地 苅田町大字馬場字門田	約6,580メートル

- 閲覧  
同案については、平成17年7月27日から8月10日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び苅田町産業建設部都市整備課において、公衆の閲覧に供する。
- 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等
  - 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成17年8月10日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
  - 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。
- 公述人の選定及び公述方法  
公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。
- その他

## (1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

## (2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

## (3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

## 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

## 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

非接触式熱計測システム

## 2 競争入札参加者の資格

## (1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ㊦ 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ㊧ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

㊨ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

㊩ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

㊪ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

㊫ (ア)から(イ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

エ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

オ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

## (2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

## 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ウ 最近1か年間の事業税に係る納税証明書及び県税に未納のないことの証明並びに消費税の納税証明書（未納のないことの証明）

エ 法人にあっては財務諸表（申請日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第2号）及び所得税確定申告の写し（申請日の属する年の直前2か年分）

オ 法人にあっては登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び東京法務局が発行する登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）

カ 使用印鑑届（県との契約その他に使用するもの）（様式第3号）

- キ 印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ク 営業概要表（様式第4号）
- ケ 入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第5号）
- コ 競争入札参加資格審査申請書受付票（様式第6号）
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 入札担当者委任状（様式第9号）
- セ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第11号）
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ 障害者雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- チ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し及び調査票
- (2) 申請書（有償）の入手先
- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838
- (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先
- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）
- (4) 申請の時期
- この公告の日から入札の日まで随時受け付ける。
- 4 資格審査結果の通知
- 入札参加資格決定通知（様式第10号）により通知（郵送）する。
- 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得したときから平成17年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成17年7月中に実施する「県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量  
非接触式熱計測システム 1式
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
平成18年2月10日
- (4) 納入場所

福岡県北九州市八幡西区則松3丁目6番1号

福岡県工業技術センター機械電子研究所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

- (1) 申請書の入手先  
政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）  
〒812-0045 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838
  - (2) 申請書の価格  
一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）
  - (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先  
福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）  
平成17年9月6日（火）現在において、次の条件を満たすこと。
- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が05（機械器具）で、「AA」の等級に格付けされている者
  - (2) 当該物品又は同種同程度の物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
  - (3) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて、速やかに提供できると認められる者
  - (4) 納入しようとする物品が1の(1)及び(2)に示した物品であることの証明書を、9の(2)に示す入札書の受領期限までに提出した者。なお、提出した証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者
  - (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成11年3月30日10管達第82号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県工業技術センター機械電子研究所

- 〒807-0831 福岡県北九州市八幡西区則松3丁目6番1号  
電話番号 093-691-0260
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
  - 7 入札説明書の交付
    - (1) 期間  
平成17年7月27日（水）から同年9月6日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで
    - (2) 場所  
5の部局とする。
  - 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - 9 入札書の提出場所及び受領期限
    - (1) 提出場所  
5の部局とする。
    - (2) 受領期限  
平成17年9月6日（火）午後5時00分
    - (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
  - 10 開札の場所及び日時
    - (1) 場所  
福岡県工業技術センター機械電子研究所第1会議室
    - (2) 日時  
平成17年9月7日（水）午後1時30分
  - 11 落札者がいない場合の措置  
開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む

場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 受領期限までに所定の場所に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Non-contact type heat measuring system Iset

(2) Delivery period : By February 10, 2006

(3) Delivery place : Fukuoka Industrial Technology Center Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan

Tel 093-691-0260

(4) Time Limit for tender : 5 : 00 p. m. on September 6, 2005



(5) Contact point for the Notice: Fukuoka Industrial Technology Center  
Mechanics and Electronics Research Institute, 3-6-1 Norimatsu, Yahatanishi-ku, Kitakyushu City 807-0831, Japan

Tel 093-691-0260

(参考)

16 要約

- (1) 購入する物品の性質と量 非接触式熱計測システム 一式
- (2) 納入期限 2006年2月10日まで
- (3) 納入先 福岡県工業技術センター機械電子研究所  
日本、〒807-0831 福岡県北九州市八幡西区則松3-6-1  
電話番号 093-691-0260
- (4) 入札書受領期限 2005年9月6日 午後5時00分
- (5) 資料の問い合わせ先 福岡県工業技術センター機械電子研究所  
日本、〒807-0831 福岡県北九州市八幡西区則松3-6-1

公告

平成17年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 講習の種類

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「講習」という。）

2 受講対象者

- (1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「危険物施設」という。）において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者（消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。）で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けてから2年以上経過しているもの

- (2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

- (1) 危険物関係法令に関する事項
  - ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項
  - イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項
  - ア 危険物施設の火災予防及び危険物の漏えいの事例の動向並びにその原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等
  - イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
  - ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

- (1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）
- (2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習期日、会場、種別及び時間

講習期日	講習会場	講習種別	講習時間
9月8日（木）	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月9日（金）	同上	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月12日（月）	北九州市小倉北区内1-1 北九州市庁舎3階大集会室	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30

9月13日(火)	同上	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月14日(水)	同上	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月15日(木)	同上	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月20日(火)	同上	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月21日(水)	同上	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
10月4日(火)	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月5日(水)	同上	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月13日(木)	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月14日(金)	同上	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
10月17日(月)	同上	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月20日(木)	同上	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月21日(金)	同上	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月27日(木)	飯塚市片島3-16-8 飯塚地区消防本部	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月28日(金)	同上	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

11月1日(火)	豊前市大字荒堀525-1 京築広域圏消防本部	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
11月2日(水)	同上	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

## 6 受講手続

### (1) 受講申請書の交付

受講申請書は、社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

### (2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

### (3) 受付の期限等

#### ア 講習開催地への持参による受付

受付日	受付会場	所在地
8月19日(金)	久留米市消防本部	久留米市東櫛原町999-1
8月24日(水) 8月25日(木)	北九州市庁舎 3階大集会室	北九州市小倉北区内1-1
9月6日(火)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46
9月30日(金) 10月3日(月)	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15
10月11日(火)	飯塚地区消防本部	飯塚市片島3-16-8
10月19日(水)	京築広域圏消防本部	豊前市大字荒堀525-1

#### イ 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付開始日	申込期限 (当日消印有効)	郵送申込先
久留米会場	8月1日(月)から	8月16日(火)まで	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15 (ふくおか石油会館3階) (株)福岡県危険物安全協会
北九州会場	8月4日(木)から	8月19日(金)まで	
大牟田会場	8月17日(水)から	9月1日(木)まで	
福岡会場	9月15日(木)から	9月29日(木)まで	
飯塚会場	9月20日(火)から	10月5日(水)まで	
豊前会場	9月26日(月)から	10月12日(水)まで	

## 7 受講修了の検印

受講修了者に対して、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

## 8 その他

- 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。
- 受講手続その他の問い合わせは、社団法人福岡県危険物安全協会（電話092-273-1150）に対して行うこと。

## 公告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の8第2項の規定により、指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

## 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号

## 3 変更の年月日

平成17年8月1日

## 公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第2項の規定により、指定試験機関の主たる事務所の所在地の変更の届出があったので、同法第17条の9第4項において準用する同法第13条の8第3項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年7月27日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 指定試験機関の名称

財団法人消防試験研究センター

## 2 変更後の指定試験機関の主たる事務所の所在地

東京都千代田区霞が関一丁目4番2号

## 3 変更の年月日

平成17年8月1日

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第77号

平成17年7月19日、福岡県議会議員補欠選挙（大野城市選挙区）を執行すべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条第19項第6号及び同法第199条の5第4項第6号の規定により告示する。

平成17年7月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

## 福岡県選挙管理委員会告示第78号

福岡県議会議員補欠選挙（大野城市選挙区）が近く執行される予定であるため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項の規定に基づく選挙人名簿の登録につき、その要領を次のとおり定めた。

平成17年7月27日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

## 1 登録の基準日 平成17年8月25日

ただし、選挙人名簿登録資格者の年齢については、平成17年9月4日をもって算定するものとする。

- 2 登 録 日 平成17年8月25日
- 3 縦 覧 期 間 平成17年8月26日の1日間

正 誤

発行年月日	公報番号	種 類	回左番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
17・7・4	2408 増刊①	目次		1	○		後ろから 2		使○用○料○	手●●●● 数●●●● 料●●●●
		条 例	42	13	○		23		「使○用○料○」を「金○額○」に	「使○用○料○」を「金○額○」に
							24		「使○用○料○」を「金○額○」に	「使○用○料○」を「金○額○」に